

3次募集を開始します

今年度最後の募集!

みんなであずまいまちづくり

市民参加型まちづくり1%システム



「市民参加型まちづくり1%システム」は個人市民税の1%相当額を財源に、市民自らが考え、企画・実践する活動に必要な経費を助成する、公募型の補助金制度です。皆さんのアイデアや経験を生かした、地域課題の解決や地域の活性化などにつながる事業の提案をお待ちしています。

制度の概要や書類の書き方など、質問や相談は随時受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

採択事業の状況などの情報を配信中!



市ホームページ フェイスブック インスタグラム X(エックス)

- ▼応募期限(3次募集) 7月31日(水)
※7月24日(水)までに事前の相談が必要。
- ▼事業実施期間 10月1日～令和7年3月31日

| | 一般部門 | スタート部門(※) |
|---------|---------------|-----------|
| 団体の人数 | 5人以上 | 3人以上 |
| 申請回数の上限 | なし | 1団体1回まで |
| 補助金の上限額 | 50万円 | 5万円 |
| 審査方法 | プレゼンテーション、審査会 | 書類審査のみ |

(※) 1%システムを活用したことがない団体が対象。

■問い合わせ・応募先 市民協働課(市役所2階、☎40-7108、Eメール shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp)

みんなで支え合い
明るい社会へ

“社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～



“社会を明るくする運動”は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

次の行動目標・重点事項に基づいた運動を展開します。この機会に、立ち直ろうとする人を受け入れ、支えるために何ができるか考え、できることから始めてみましょう。

7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です。この運動への皆さんのご支援とご協力をお願いします。

【行動目標】

- ◎犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- ◎犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

【重点事項】

犯罪や非行をした人を、再び地域社会に受け入れ、望まない孤独や社会的孤立などの生きづらさという課題に我が事として関わるコミュニティの実現に向け、次のことに力を入れて取り組みます。
①犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動につい

て、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し理解を深めてもらうための取り組み

②犯罪・非行の防止や、犯罪・非行をした人の立ち直りにはさまざまな協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取り組み

③保護司、更生保護女性会会員、BBS会(◆)会員、協力雇用主などの更生保護ボランティアの活動を支援し、なり手を増やすための取り組み

◆BBS会…非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体。

④民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し、必要な支援を受けやすくするためのネットワークを作る取り組み

⑤犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取り組み

■問い合わせ先 福祉総務課(☎40-7037)

町会などの地域内
運行団体へ交付

弘前ねぶた伝統継承奨励金

市では、伝統ある弘前ねぶたの文化継承を図るため、地域内において弘前ねぶたを制作し、かつ運行するものに対して奨励金を交付します。

▼交付対象 7月26日(金)～8月12日(月・振休)に町会などの地域内のみでねぶた運行を実施する団体(合同運行参加団体は除く)

▼対象となるねぶた 弘前ねぶた保存基準に定めるねぶた

◎扇ねぶた=大型は高さ4.55メートル(15尺)以上、小型は高さ3.03メートル(10尺)以上4.55メートル(15尺)未満のもの

※その他の基準は、弘前観光コンベンション協会

ホームページに掲載している弘前ねぶた保存基準を確認するか問い合わせを。

▼交付金額 制作…1万円/運行…1日あたり1万円(上限は2日)

▼申請方法 交付申請書に弘前ねぶたの寸法図面、運行安全マニュアル、道路使用許可書の写しなどの必要書類を添付して提出を。

※交付申請書など必要な書類は、観光課で配布しているほか、市ホームページでダウンロードできます。

■問い合わせ・申請先 観光課誘客推進係(市役所5階、☎40-0236)



環境課からのお知らせ

「令和6年度モニター事業」参加者大募集!!

ミニ・キエーロで 生ごみを減らそう!



家庭から出る燃やせるごみの約4割が生ごみです。この生ごみを減らすことがごみ減量の重要なポイントです。そこで、昨年度に引き続き、消滅型生ごみ処理器「ミニ・キエーロ」の効果を実験してもらいながらごみ減量を進めるため、ミニ・キエーロのモニター事業参加者を募集します。

【キエーロとは?】

電力を使わずに、土の力でほぼ完全に生ごみを分解する減量化容器のこと。堆肥化せずに土の中の微生物が生ごみを分解します。土に生ごみを埋めるため、においや虫が発生しにくく、家庭で比較的簡単に取り組みます。市で作成したキエーロは、作りやすさと設置のしやすさを重視した小型版(ミニ・キエーロ)で、市販のプランターに黒土を入れ、雨水が入らないようにしています。

▼対象 次の①～⑤を全て満たす人

- ①市内在住の人(一般家庭に限る/これまでに参加した人は除く)
- ②ミニ・キエーロ(幅52cm×高さ30cm×奥行き40cm程度)の設置場所を確保できる人
- ③ミニ・キエーロを適正に維持管理できる人(2、

3日に1回、土を掘り起こし水を加え、生ごみを埋める作業があります)

- ④ミニ・キエーロを環境課(市役所2階)か町田事業所(町田字筒井)まで受け取りに来られる人
- ⑤ミニ・キエーロを1カ月間使用し、結果を調査票に記入の上、提出できる人

▼募集世帯数 60世帯(1世帯に1個/先着順)

▼申し込み方法 7月31日(水)までに、事前にお問い合わせの上、申込書に必要事項を記入し、環境課か町田事業所へ提出を。申込書と引き換えに、その場でミニ・キエーロをお渡しします。※申込書は市ホームページに掲載しているほか、環境課、町田事業所で配布しています/モニター実施期間(1カ月間)経過後、ミニ・キエーロはそのまま差し上げます。

▼その他 ミニ・キエーロはプランター、黒土、屋根部で構成されています。重量が約25kgあるため、車での引き取りを推奨します。

■問い合わせ先 環境課廃棄物政策係(☎32-1969)

